

日本大学藤沢高等学校・藤沢中学校 いじめ防止基本方針

平成27年 3月13日制定
平成27年 4月 1日施行
令和 元年 5月30日改正
令和 元年 6月 1日施行
令和 3年10月28日改正
令和 3年10月29日施行
令和 6年12月 5日改正
令和 6年12月 6日施行

はじめに

日本大学藤沢高等学校・藤沢中学校は、「健康」「有為」「品格」を校訓とし、基礎学力の向上、社会性の育成、教科外活動の奨励に重点を置き、「知育」「德育」「体育」のバランスのとれた指導を心がけています。

「いじめ」は、すべての生徒に起こり得る問題であり、「いじめ」を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる深刻な人権侵害です。

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止対策に係る基本的な方針を定めるものとする。また、「いじめ防止基本方針」を策定することにより、いじめの防止、早期発見・対策の徹底をはかるものとします。

1. 「いじめ」に関する基本的な考え方

「いじめ」とは「当該生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を被る行為を受け、心身の苦痛を感じている状態」であるものとし、起きた場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」はどの学校、学級、どの生徒にも起こり得ることであり、同時に「いじめ」としての自覚がない加害者の意識も考えなくてはならない問題である。また、「いじめ」は、単に「いじめを受けている生徒」と「いじめをしている生徒」だけの関係だけでとらえることはできない。観衆や傍観者の立場にいる生徒も、「いじめ」をやめさせようとしない限り、結果として「いじめ」を助長していることと同じであることを認識させなくてはならない。さらに、時として「いじめを受けている生徒」と「いじめをしている生徒」の関係は立場が逆転することもあることを認識しておかなくてはならない。

2. 「いじめ」の未然防止のため

(1) 学級運営を充実させる

- ・「お互いを思いやる心」を育てることが学校教育本来の姿であるという考え方に基づき、問題が発生しにくい学校環境を作る。

- ・正しい言葉遣いができる生徒になるよう、言葉遣いに対する指導をする。
- ・ルールやマナーを理解し遵守する意識を高める指導を継続的に行う。
- ・自らの指導を定期的に振り返り、より良い学級環境作りを推進する。
- ・一人ひとりの個性に寄り添った細やかな指導を実践する。

(2) 「いじめ」防止の啓蒙活動を徹底する。

- ・学級活動、学年集会等で生徒と教員の共通認識の徹底を図る。
- ・中学1・2年生を対象に「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施し、いのちについて考える教育をする。
- ・新入生及びその保護者を対象とした「サイバー犯罪防止教室」を実施し、サイバー犯罪の恐ろしさについて伝えるとともに、インターネット上の「いじめ」についての共通認識を図る。

(3) 家庭との協力を図る。

『日本大学は、いじめを絶対にゆるしません！』（日大リーフレット）を保護者に配布し、「いじめ」に対して教職員と共に認識を持てるようにする。

(4) 教職員研修を充実させる。

「いじめ」に関わる最新情報等を教職員に発信し、研修への積極的な参加を促す。

3. 「いじめ」の早期発見のために

「いじめ」への対応で大切なことは、「いじめ」の兆候にいち早く気がつき、早期に対応を図ることである。そのためには次のことを行なう。

(1) 個人面談の実施

二者面談を定期的に実施し、生徒の個人的な悩み事やクラスの様子を聞く機会を設ける。

(2) 家庭との連携を図る

三者面談を定期的に実施する。また、保護者が連絡しやすいよう Classiなどを有効に活用する。

(3) 教育相談の活用

スクールカウンセラーの紹介とともに来校日や予約の取り方などカウンセラ室の案内を全家庭に連絡し、相談しやすい環境を作る。また、スクールカウンセラーが不在の日は、インタークーラーの資格を持つ教員が昼休みと放課後に対応する体制を継続して実施する。

(4) アンケート調査の実施

生徒に対して定期的にアンケート調査を実施し、クラスの状況や生徒の悩みに関する情報の収集をする。

4. 組織的対応について

(1) 「いじめ」の情報をキャッチする。

- ・「いじめ」が疑われる言動に注意
- ・生徒本人や保護者からの訴え
- ・友人や教職員からの情報提供
- ・アンケートからの発見

(2) 「いじめ」発見時の初期対応

- ・ほうれんそう（報告・連絡・相談）の実施
- ・時系列で記録をとる

(3) 「いじめ」対応チーム

- ①いじめの情報をキャッチしたら、対応チームを編成し組織として対応する。
- ②いじめ対応チームは、校長、高校教頭、中学教頭、生活指導主任、学年主任、学級担任等で構成する。但し、校長が必要に応じて、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等を加えることができる。
- ③対応チームは、情報の整理、対応方針、役割分担を行い、事実の究明と支援・指導にあたる。その際、「いじめ」の被害者・加害者だけではなく周囲の生徒への指導も必要である。また、必ず保護者へ連絡・報告する。その際、電話だけではなく家庭訪問か来校していただき、面会して話し合うことが大切である。

5. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに学校法人日本大学及び神奈川県知事に所定の報告書（「いじめによる重大事態の発生報告書」）を提出して報告する。また、重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始し、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学校法人日本大学は、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき「いじめ対応チーム」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

学校で行う調査の状況については、いじめをうけた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

調査結果を学校法人日本大学及び神奈川県知事に報告する。

調査結果を踏まえ、重大事態発生の防止のために必要な取り組みを進める。